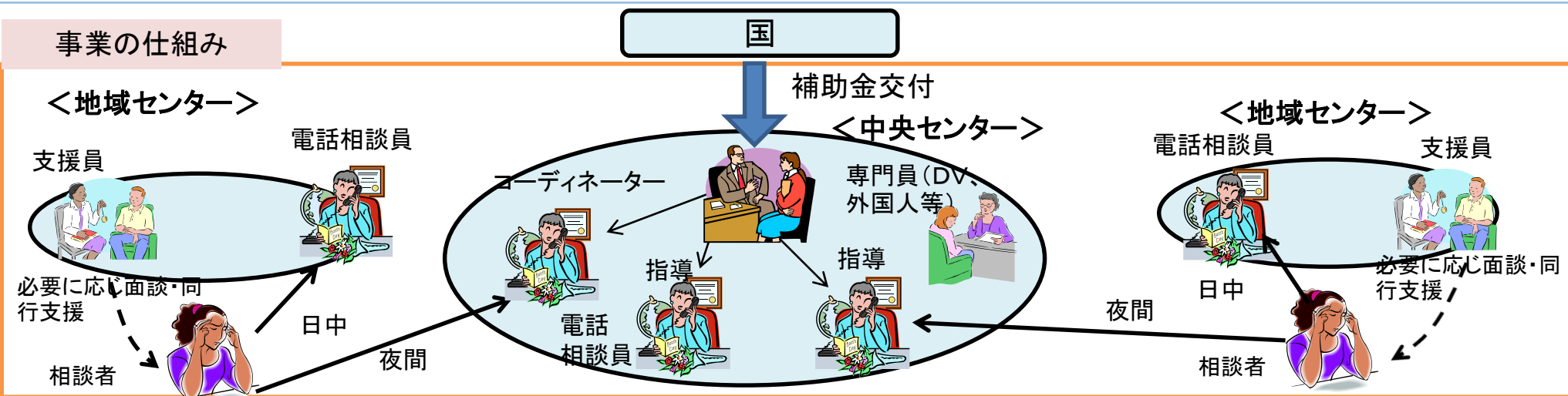


# 寄り添い型相談支援事業

- 一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行う。
- 事業は、公募により選定した法人((社)社会的包摂サポートセンター)が実施。「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。
- 「中央センター」は、事業全体を統括するとともに、地域センターでは対応できない時間や地域等を補完する形で全国からの電話相談を受け付ける。「地域センター」は、担当する地域からの電話相談を受け付けるとともに、必要に応じ、面接相談、同行支援を行い、相談者の具体的な問題解決につなげる支援を行う。

(参考)平成28年度相談件数  
約24.3万件

## 事業の仕組み



## これまでの経過

- ・平成23年度第3次補正予算により事業開始（内閣府において予算計上を行い、厚労省に移し替えを行い事業実施※H24年度までの取扱い）
- ・平成25年度予算からは、「被災地(岩手、宮城、福島)事業」と「全国(被災地3県を除く)支援事業」と区分を分けて事業実施。
- ・平成28年度予算においては、被災地からの電話相談に係る事業費を一般会計に統合する一方、寄り添い型相談支援事業と連携し、被災者の抱える課題の具体的な解決を図るための支援等を行う「被災者見守り・相談支援事業」を創設し、被災者に対する相談支援を引き続き推進。